

多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定要綱

令和 2 年 3 月 6 日
スポーツ庁次長
経済産業省商務・サービス審議官

(目的)

第 1 条 本要綱は、成長戦略フォローアップ（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、「全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017 年から 2025 年までに 20 拠点を実現する」とされていることを踏まえ、多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナを適切かつ公正に選定するとともに、スタジアム・アリーナの整備を担う関係者に対し、スタジアム・アリーナ改革の理念の一層の浸透を図ることを目的として定めるものとする。

(定義)

第 2 条 本要綱において、「スタジアム・アリーナ」とは、数千人から数万人の観客を収容し、スポーツを観ることを主な目的とする施設をいう。
2 本要綱において、「大規模改修」とは、施設等の大規模な改修であって、スタジアム・アリーナの収益又は顧客経験価値の向上を目的としたものに限ったものをいう。

(申請)

第 3 条 申請者は別に定める申請様式に必要な事項を記入の上、スポーツ庁及び経済産業省に対し、多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナの選定に係る申請を行うものとする。
2 前項の申請者は、平成 29 年（2017 年）以降、次の各号に掲げる事業のうち、いずれかの事業を新たに実施している地方公共団体又は法人格を有する団体でなければならない。
一 スタジアム・アリーナの新設・建替又は大規模改修に係る構想・計画の策定
二 スタジアム・アリーナの新設・建替又は大規模改修に係る設計・建設
三 平成 29 年（2017 年）以降に新設・建替又は大規模改修されたスタジアム・アリーナの運営・管理

(審査委員会)

第 4 条 スポーツ庁及び経済産業省は、適切かつ公正な審査を行うため、3 人以上の外部有識者により構成される審査委員会を開催するものとする。
2 前項の外部有識者は、自らと利害関係を有する案件については、審査を行わないものとする。

(審査)

第5条 審査委員会は、申請者の事業の進捗段階に応じ、別紙の評価項目を適用し、該当する評価項目ごとにAからDまでの4段階評価を行うものとする。

(選定)

第6条 スポーツ庁及び経済産業省は、前条の審査委員会による審査において、該当する全ての評価項目についてA又はBと評価された案件を選定するものとする。

(通知及び公表)

第7条 スポーツ庁及び経済産業省は、選定結果を申請者に通知するとともに、選定された申請者及びスタジアム・アリーナの名称並びに他のスタジアム・アリーナの参考となり得る先進的な取組事例を申請者の了解を得た上で公表するものとする。

(選定の取消)

第8条 スポーツ庁及び経済産業省は、申請者が次の各号に該当する場合は、第6条の選定を取り消すことができる。選定の取消を決定した場合には、選定を取り消した旨を申請者に通知するとともに、速やかに公表するものとする。

- 一 申請者が偽りその他不正の手段により選定を受けたとき
- 二 選定を受けた申請者が反社会的勢力の団体に該当したとき、又は申請者の代表者、役員、使用人その他従業員若しくは構成員が反社会的勢力の構成員に該当したとき
- 三 その他法令上又は社会通念上、選定するにふさわしくないと判断される事由があったとき

(事務)

第9条 本要綱に係る事務は、スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付が経済産業省サービス政策課の協力を得て行うものとする。

(その他)

第10条 本要綱に定めるもののほか、多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナの選定に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

本要綱は、令和2年3月6日から施行する。

多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定に係る評価項目

I. 構想・計画策定段階

1. ステークホルダーの確認と検討・連携体制の構築

- (1) 官民のステークホルダーの意見を適切に反映するため、当該プロジェクトに係るステークホルダーの範囲を確認し、それらの意見を反映できる検討体制を構築しているか。
- (2) スタジアム・アリーナ整備をまちづくりと一体的に進めるため、地方公共団体のスポーツ振興担当部局のみならず、周辺インフラ等を含むまちづくり計画に関連する複数の部局との連携体制が構築されているか。

2. スタジアム・アリーナ経営人材の活用

- 構想・計画段階から運営・管理を想定した実際的な検討を行うため、スタジアム・アリーナの運営・管理等に係る専門的知見又は経験を有する人材又は団体が検討体制に加わっているか。

3. 顧客・利用者の把握と情報提供

- (1) スタジアム・アリーナの具体的な利用方法や用途を的確に想定するため、当該スタジアム・アリーナの顧客や利用者等を把握するための調査等を実施しているか。
- (2) 潜在的な顧客や利用者の理解を得るため、当該プロジェクトに係る情報提供を戦略的に行っているか。

4. 運営・管理に係る検討

- (1) 運営・管理段階における中長期的な収支計画を策定するため、当該スタジアム・アリーナ整備後の運営・管理に係る中長期的な目標及び具体的な利用計画を検討しているか。
- (2) スタジアム・アリーナにおける整備後の運営・管理の効率化を図るため、民間活力を最大限活用する手法の導入及びIT・データの活用を検討しているか。

5. 収益性の検証と設計等への反映

- (1) 構想・計画段階から運営・管理段階における収益性の確保を目指すべく、設計・建設段階又は運営・管理段階において民間活力の最大限の活用を図ることを前提としつつ、当該スタジアム・アリーナの整備方針と運営・管理段階における中長期的な収支計画を一体的に検討しているか。
- (2) 周辺地域への経済的・社会的効果の最大化を図るため、まちづくりとの連動又は景観との調和に配慮しているか。また、防災機能その他当該地域に不足する機能(小売販売、

飲食、宿泊、福祉健康等)を提供できる付帯施設若しくは周辺施設の設置又は既存の周辺施設との連携を検討しているか。

6. コンプライアンスとリスク管理

(1) 当該プロジェクトの遂行に当たって遵守すべき法令及び必要な手続を十分に把握しているか。

(2) 当該プロジェクトの実施主体間における適切なリスク管理を図るため、設計・建設段階及び運営・管理段階におけるリスクを把握し、リスク分担を検討しているか。

II. 設計・建設段階

1. 構想・計画策定段階において、上記 I. 1. ~6. の全ての事項を実施したか。

2. 顧客経験価値の向上

○ 構想・計画策定段階において既に策定された当該プロジェクトに係る構想・計画(以下「構想・計画」という。)に、顧客及び利用者の経験価値を向上させるための具体的な取組が盛り込まれているか。

3. 収益モデルの確立とプロフィットセンターへの変革

○ 構想・計画において、当該スタジアム・アリーナ単体がもたらす中長期の経済的・社会的効果とその投資額を上回ることが十分な実現可能性をもって説明されているか。又は、その単体の効果と周辺地域にもたらす中長期の経済的・社会的効果の総和が当該プロジェクトに係る投資額を上回ることが十分な実現可能性をもって説明されているか。

4. まちづくりの中核となるスタジアム・アリーナの実現

○ 当該プロジェクトが単なる施設整備といった単体のプロジェクトにとどまるのではなく、構想・計画において、地方公共団体の関連する総合計画、都市計画(都市再生整備計画、立地適正化計画等)、地域再生計画、地域経済牽引事業計画等で示された当該エリア(周辺地域を含む。)全体の将来像の実現に寄与することが説明されているか。

5. 多様な利用方法や用途の実装

(1) 運営・管理に係る具体的な利用計画を実現するために必要な施設仕様や設備に係る情報が構想・計画に盛り込まれるとともに、これが設計に反映されているか。

(2) 将来の顧客や利用者のニーズの変化に柔軟に対応するため、床や搬入口の構造等について、イベント等の準備や機材等の撤去を容易にするなどの工夫が構想・計画に盛り込まれるとともに、これが設計に反映されているか。

6. 民間活力を活用した手法の採用

- 当該スタジアム・アリーナの設計・建設段階又は運営・管理段階において民間活力を最大限活用するための具体的な手法が構想・計画に盛り込まれているとともに、事業スキームに反映されているか。

7. 多様な資金調達の実現

- 当該スタジアム・アリーナの設計・建設段階及び運営・管理段階における民間資金の活用、民間の運営・管理者により大きな自由度を与えることによる収益確保等のための方策が構想・計画に盛り込まれているとともに、事業スキームに反映されているか。

Ⅲ. 運営・管理段階

1. 構想・計画策定段階において、上記Ⅰ. 1. ～6. の全ての事項を実施したか。

2. 設計・建設段階において、上記Ⅱ. 2. ～7. の全ての事項を実施したか。

3. PDCA サイクルの実践

- 当該プロジェクトに係る中長期目標の達成のため、当該スタジアム・アリーナの運営・管理に係る短期目標を設定し、その達成状況を適正に評価するとともに、当該評価結果に基づき改善に取り組んでいるか。

4. IT・データの活用

- 当該スタジアム・アリーナの収益性及び運営・管理の効率性の向上を図るため、IT・データを有効に活用しているか。

(以上)